

令和3年9月3日

社会福祉法人後志報恩会
理事長 阪口 光男 様

監事

武田 守



監事

長川 修三



監事監査報告書

2021年度第2回監事監査の結果について次のとおり報告いたします。

記

監査日時 令和3年9月2日(木曜日) 13時30分～17時30分

監査場所 後志報恩会法人本部研修センター 2階 研修室

監査監事 長川 修三 武田 守

監査内容 I 銀山学園での虐待事案に関する改善計画と取組状況について

II-1 2021年度第1・四半期の法人の事業運営状況

- a 理事会・評議員会の開催状況
- b 役員・職員の研修の実施状況
- c 各種会議等の開催状況
- d 各種委員会等の開催状況

II-2 2021年度第1・四半期の各施設・事業所の事業運営状況

- a 職員の状況
- b 職員研修の実施状況
- c 職員会議等の開催状況
- d 利用者の状況
- e 利用者等からの苦情受付の状況
- f 利用者に係る事故の発生状況
- g 利用者の余暇活動・行事等の実施状況

II 2021年度第1・四半期の予算執行状況及び財務状況

III 預り金管理サービスの管理状況

IV その他

同席者等 理事長 常務理事 銀山学園施設長

大江学園・銀山学園・和光学園各総務部科長 法人事務局

監査報告

私たち監事は、2021年4月1日から6月30日までの2021年度第1・四半期の法人及び各施設の事業の運営状況、並びに法人全体の予算の執行状況、利用者預り金サービスの管理状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の種別・監査通知書の発出

2021年度第1・四半期に係る定期監査について、令和3年8月16日付にて法人理事長に対して監査通知書を発出しました。

2. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長及び各施設長・管理者に対して、法人並びに各施設・事業所に関する事業の運営状況、予算の執行状況に関する資料の提出を求め、必要に応じて説明を求めました。また、預り金管理においては、利用者の預金通帳及び出納長等について閲覧し照合しました。

3. 監査意見

令和3年3月24日に実施された後志総合振興局による「障害者総合支援法に基づく監査」及び「社会福祉法に基づく随時指導監査」、並びに仁木町による「障害者虐待防止法に基づく調査」については、同年7月20日付にて勧告及び結果通知並びに行政指導を受けています。勧告並びに指導事項に対する法人の対応については、理事長が示した「改善計画策定にあたっての視点」と「五つの対応方針」に基づき、現場職員による数次の会議が開催され改善計画案の策定に至っております。月次の計画表に基づく具体的対応が一覧として設定されております。法人には既に『利用者支援のための手引き』や『職員ガイドブック』が策定されており、改善計画はこれらの指針をベースとして改めて学習を重ね、職員間で確認し合う内容となっています。日々の着実な実行の積み重ねが期待されるところです。また、職員の採用時点で実施される研修用のテキストが権利擁護に特化して新たに策定されております。年度の中途中で採用される職員も多い状況にありますが、採用の都度、時間を置かず研修が実施される方針であるとの説明を受けております。9月9日開催の本年度第4回理事会でその改善計画が審議される予定となっておりますが、慎重な検討をお願いいたします。

評議員会並びに理事会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に鑑み、決議の省略またはWEB会議方式のもとにそれぞれの目的とする事項について提案がなされております。本年度は社会福祉法人制度改革以降、初めて法人の評議員並びに役員が同時に改選される年であります。新たな評議員については選任・解任委員会の決議の省略のもと6月25日付をもって選任されております。また法人の監事並びに理事につきましても評議員会の決議の省略をもって同日付で選任されました。評議員選任・解任委員会及び評議員会の決議の省略に関する手続きと提案内容や同意状況を確認しましたが、事務局において適切に取り扱われていることを確認しました。

また、理事長並びに常務理事の選任を行う第2回理事会が定時評議員会の決議があったとみなされた6月25日午後にWEB会議方式で開催され、空白期間を生むことなく選任手続きを終えております。議事録等、適正に整備保管されていることを確認しました。

次に、法人及び施設・事業所の運営状況について報告します。

仁木地区の施設・事業所の利用者並びに職員の新型コロナのワクチン接種については6月中旬に無事完了したとの報告を受けております。「余市モデル」と言われる北後志各町村の接種計画が順調に推移した成果と評価されます。小樽地区においては、人口規模や接種体制の違いから現在、進行中のことです。

新型コロナの感染が継続する中、利用者の生活は依然として大きな影響を受けています。しかし、各施設・事業所とも独自の工夫をもって行事や外出の機会の確保に努めている状況を確認しました。感染の終息について見通すことは困難な状況です。感染予防と利用者の生活上の欲求の充足の両立という極めて厳しい環境にある中、各施設・事業所の職員の取り組みを評価するところです。

銀山、大江、和光の入所支援における利用者事故の発生においては、誤薬や忘薬等の服薬に関するものや転倒による打撲、裂傷等の報告を受けました。入所者の高齢化が進行する中、個々の利用者の支援内容の細部にわたる評価と具体的方策の検討の必要性について、監査意見とします。

次に、予算の執行及び財務の状況について報告します。

資金収支予算の執行状況については、事業活動収入は当初予算に対し26.2%の5億3,033万円、事業活動支出は同じく27.8%の5億3,255万円です。支出の執行率が標準執行率である25%を超えるのは、夏季賞与により一時的に増加した人件費が主たる要因であり、これにより事業活動収支差額にマイナスが生じています。ただし、いずれの科目についても概ね予算の範囲内で支出されており、第1四半期における事業活動収支差額のマイナスは年度を通じた事業活動には支障の無い資金収支の推移であるといえます。

施設整備等収支の部では、グループホーム支援センターにじ拠点区分において建物の解体工事が完了しています。これは昨年購入した土地、建物について、将来のグループホーム建築に向けた土地の有効活用の為ですが、建物の建築については世界的な木材価格の高騰などの大きな課題が新たに生じています。この様な状況下ではありますが着実に計画の遂行に取り組まれることをお願いいたします。なお、予算の執行にあたっては一部に計画を超える支出が見込まれるとの事ですので、次回の理事会では然るべき補正予算案について審議することを意見とします。

事業活動収支計算書については、6月末の時点で当期活動増減差額が前年同月比+1,668万円の6,283万円を計上しました。主たる事業である障害福祉サービス報酬について利用率の向上と加算の取得による增收がその要因であります。引き続き安定した収益の確保を求めるところです。また、これまで減収が続いていた就労支援事業収益については前年比+17%となりました。依然として収束の気配が見えないコロナ渦にありながら、感染対策を講じての経済活動が徐々に回復傾向にあることが覗えます。取引先との良好な関係を維持し利用者工賃が安定して確保されることを期待します。

貸借対照表に見る資産の推移と財務全体の状況については、収益性、資金繰り、安定性等の観点から主要な財務指標をもとに報告を受けました。概ね一般的な判断基準を満たしており安定した財務基盤を有していると考えられますが、細部に着目すると課題とすべき事項が見受けられます。特に法人が保有する現預金資産については短期的事業運営には支障が無い残高ですが、同規模社会福祉法人との比較においては約半分となります。近年に実施した施設整備による現預金資産の投下と借入金の増加がその要因ですが、今後に計画する仁木地区の大規模修繕等に備える為には更なる財務基盤の強化が必要です。中長期計画に基づいた資金予算の策定と単年度ごとの計画的な現預金資産の積立について改めて確実な執行管理を求めるところです。

利用者の預り金については適正に管理されている事を確認いたしました。今年度は事務職員の入退職により例年に増して部門内の業務体制に変化があったとの事です。特に金銭の取り扱いについては引き続き徹底した業務管理体制の推進をお願いいたします。

その他、法人組織及び事業の管理運営状況を確認した結果、定款並びに諸規則・法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

令和3年12月3日

社会福祉法人後志報恩会
理事長 阪口 光男 様

監事

武田 守

監事

長川 修三

監事監査報告書

2021年度第3回監事監査の結果について次のとおり報告いたします。

記

監査日時 令和3年12月2日(木曜日) 13時30分～17時30分

監査場所 後志報恩会法人本部研修センター 2階 研修室

監査監事 長川 修三 武田 守

監査内容 I 銀山学園での虐待事案に係る調査内容並びに対応の確認

II-1 2021年度第2・四半期の法人の事業運営状況

- a 理事会・評議員会の開催状況
- b 役員・職員の研修の実施状況
- c 各種会議等の開催状況
- d 各種委員会等の開催状況

II-2 2021年度第2・四半期の各施設・事業所の事業運営状況

- a 職員の状況
- b 職員研修の実施状況
- c 職員会議等の開催状況
- d 利用者の状況
- e 利用者等からの苦情受付の状況
- f 利用者に係る事故の発生状況
- g 利用者の余暇活動・行事等の実施状況

III 2021年度第2・四半期の予算執行状況及び財務状況

IV 預り金管理サービスの管理状況

V その他

同席者等 理事長 常務理事 銀山学園施設長

大江学園・銀山学園・和光学園各総務部科長 法人事務局

監査報告

私たち監事は、2021年7月1日から9月30日までの2021年度第2・四半期の法人及び各施設の事業の運営状況、並びに法人全体の予算の執行状況、利用者預り金サービスの管理状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の種別・監査通知書の発出

2021年度第2・四半期に係る定期監査について、令和3年11月16日付にて法人理事長に対して監査通知書を発出しました。

2. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長及び各施設長・管理者に対して、法人並びに各施設・事業所に関する事業の運営状況、予算の執行状況に関する資料の提出を求め、必要に応じて説明を求めました。また、預り金管理においては、利用者の預金通帳及び出納帳等について閲覧し照合しました。

3. 監査意見

今回の監事監査においては、冒頭、本年9月29日付で仁木町から連絡を受けた銀山学園職員による利用者に対する虐待通報事案について銀山学園施設長より報告を受けました。その詳細については、第6回理事会において改めて報告されることとなっております。本年3月に確認された事案と同様に今回の事案も重度障がいや行動障がいを有する利用者に対する支援姿勢が問われております。今回の事案は3月の虐待事案を受けて策定された改善計画の実行段階の初期に判明したものですが、引き続き改善計画の着実な実行が望まれます。また、重い障がいを有する利用者においては、その対人関係を含む環境との相互関係から他害等の防衛機制を日常的に表出することがあります。虐待防止に向けた全般的な研修と併せて、利用者個々人の特性に応じた接し方の具体化と実践について職員間で共有することが重要と考えます。

本年度第2・四半期は、第4回理事会がWEB会議方式で開催されております。全理事がそれぞれのオンラインで参加されておられたこと、また、比較的スムーズに進行されていたことを確認させていただきました。ただ、仁木地区においては未だに光回線の利用ができない状況にあります。今回の新

型コロナウイルス感染症の拡大によって情報通信環境の整備の重要性が再確認されております。そして、法人の会議や職員研修の多くがWEBを通じて実施されております。一日も早い通信環境の整備を願うものです。

また、同理事会では、来年度の仁木地区におけるグループホーム事業所の統合や就労支援施設陽だまりの事業再編の基本的方向が承認されました。これを受けて第6回理事会にその具体化に向けての議案が提出される予定とされています。2022年度の法人事業計画の中核的課題であることから、理事会においては慎重な検討をお願いいたします。

8月から9月にかけて北海道による実地指導・指導監査を就労支援施設「ウエルサポート和光」と相談支援事業所「にき」が受審し、指摘事項がなかったことを確認しました。引き続き、適正な事業所の運営に努められるよう期待します。

新任職員に対する研修では、9月から新たに採用時研修が実施されております。年の中途における職員採用が増えて来ており、臨時採用者を含めて採用月の初めに理事長をはじめ法人本部職員から利用者支援の基本について研修されております。

法人及び施設・事業所については、コロナ禍の厳しい状況下にありながらも事業計画に沿って運営されていることを報告いたします。銀山学園、大江学園、和光学園並びにグループホーム支援センターにじから12件の利用者に関する事故報告がありましたが、いずれも職員により適切に対応されており大事には至っておりません。12件の事故報告のうち、半数の6件は転倒に伴う裂傷やケガでした。日本老年医学会と全国老人保健施設協会が指摘するように、高齢にともなう転倒の要因は複合的であり、予防にも限界があるといえます。利用者個々人のリスクを把握したうえで利用者の家族とも日常から情報を共有しておくことが求められます。小樽地区の和光学園並びにグループホーム利用者の新型コロナワクチン接種については9月13日をもって2回目を完了しています。

次に、予算の執行及び財務の状況について報告します。

資金収支予算の執行状況については、事業活動収入は当初予算に対し50.6%の10億3,927万円、事業活動支出は同じく48.4%の9億3,092万円です。概ね計画的に業務が遂行され、収支差額では障害福祉サービスの加算取得による增收を主たる要因として計画値を大きく超える1億834万円を計上しました。ただし、今後に予定する各施設、事業所の修繕及び改修工事、及び冬季間に増加する光熱費とその価格高騰により、下期の収支差額は緩やかに増加するものと見込まれます。

施設整備等収支の部では、銀山学園において福祉車両の購入とそれに係る寄付金の受領、及び館内放送設備の更新工事が完了しています。大江学園におい

ても修繕積立金を原資として建物の屋根、床、壁等の改修工事が完了していることを確認しました。なお、予算の執行にあつたては既に一次補正を行つたところですが、年度内の固定資産の修繕、取得計画を見直す際は、次回の理事会において然るべき補正予算案について審議することを求めます。

事業活動収支計算書については、9月末の時点で当期活動増減差額が前年同月比+1,101万円の1億6,663万円を計上しました。依然としてコロナ渦の影響により旅費交通費、教養娯楽費は低い水準である一方、燃料価格の高騰により燃料費、車両費が大きく増加しています。経費全体では僅かに増加傾向ですがそれを上回る収益増が利益確保へと繋がった結果となりました。

財務全体の状況については、収益性、資金繰り、安定性等の観点から主要な財務指標をもとに報告を受けました。概ね一般的な判断基準を満たしており過去の決算期と比較し各種指標が上向きに推移しています。しかし、期中の会計処理については減価償却及び積立資産の繰入が計上されていない為、慎重な数値の捉え方が必要です。決算を見越した財務全体の動向に注視しながら事業を管理することが重要となります。

会計監査人による中間監査が11月9日～11日に実施されています。重大な指摘事項は無いものの、収益計上に関する修正処理等が指摘されています。引き続き、法人の会計業務については適正な遂行を求めるところです。

利用者の預り金については、通帳並びに関係帳簿を確認し適正に管理されている事を確認いたしました。定期的な内部監査の実施等による徹底した業務管理体制の推進について改めてお願ひいたします。

その他、法人組織及び事業の管理運営状況を確認した結果、定款並びに諸規則・法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

令和4年3月9日

社会福祉法人後志報恩会
理事長 阪口 光男 様

監事 長川 修三

監事監査報告書

2021年度第4回監事監査の結果について次のとおり報告いたします。

記

監査日時 令和4年3月8日(木曜日) 13時30分～17時30分

監査場所 後志報恩会法人本部研修センター 2階 研修室

監査監事 長川 修三

監査内容 I-1 2021年度第3・四半期の法人の事業運営状況

- a 理事会・評議員会の開催状況
- b 役員・職員の研修の実施状況
- c 各種会議等の開催状況
- d 各種委員会等の開催状況

I-2 2021年度第3・四半期の各施設・事業所の事業運営状況

- a 職員の状況
- b 職員研修の実施状況
- c 職員会議等の開催状況
- d 利用者の状況
- e 利用者等からの苦情受付の状況
- f 利用者に係る事故の発生状況
- g 利用者の余暇活動・行事等の実施状況

II 2021年度第3・四半期の予算執行状況及び財務状況

III 預り金管理サービスの管理状況

IV その他

同席者等 理事長 常務理事

大江学園・銀山学園・和光学園各総務部科長 法人事務局

監査報告

当監査においては、2021年10月1日から12月31日までの2021年度第3・四半期の法人及び各施設の事業の運営状況、並びに法人全体の予算の執行状況、利用者預り金サービスの管理状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の種別・監査通知書の発出

2021年度第3・四半期に係る定期監査について、令和4年2月22日付にて法人理事長に対して監査通知書を発出しました。

2. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長及び各施設長・管理者に対して、法人並びに各施設・事業所に関する事業の運営状況、予算の執行状況に関する資料の提出を求め、必要に応じて説明を求めました。また、預り金管理においては、利用者の預金通帳及び出納長等について閲覧し照合しました。

3. 監査意見

本年度第3・四半期は、理事会が2回招集されました。10月の第5回理事会は決議の省略のもと書面により全理事から同意が得られております。12月9日の第6回理事会は法人研修センターでの集合形式がとられ、理事8名中、6名の理事が出席して全ての報告と議案が承認されました。2回の理事会を通して理事等の賠償責任の免除並びに賠償責任限定契約の締結について承認されております。

当法人は、役員等の損害賠償責任の一部免除並びに責任限定契約について令和3年6月の理事会で承認し、定款変更手続きを経て、定款に定めています。平成29年の社会福祉法の改正以降、法人役員等の損害賠償責任が問わされることとなりました。改正社会福祉法では、会社法や一般法人法の規定がそのまま準用されます。法人役員等は、法人に対して「善管注意義務」、「競業避止義務」、「利益相反取引回避義務」、「監視・監督義務」などの責任を負い、第三者からは損害と役員等の故意、過失の関係を問われることとなりました。訴訟リスクに対する責任限定契約と役員等賠償責任保険契約の締結はより強固な備えと評価できます。また同時に、内部統制システムや法令遵守体制の構築に向けての不断の見直しに取り組まれるよう監事意見とします。

施設・事業所の運営状況では、利用者に関連した事故について、転倒による打撲や骨折等の怪我が発生しています。事故件数は減少傾向にあるものの、特に利用者の怪我については引き続き未然の防止を徹底する必要があります。利用者の大半は障害支援区分が5または6であり、重度化と高齢化が進んでいます。高齢化による身体機能の低下は事故のリスクを高めます。併せて昨今の人材不足が支援に死角を生じさせることも要因となり得ます。リスクマネジメントを徹底し、事故の予見と結果回避の対策を講じることが不可欠です。また、近年介護分野でも注目されているICTの活用も有効と考えられます。職員の負担軽減とサービスの質の維持について積極的に検討されるようお願いいたします。

研修の実施状況については、1月に開催された「地域福祉計画セミナー」に理事長をはじめ複数の役職員が参加しています。小樽市、小樽市社協、社会福祉法人懇話会「しあわせネットワークおたる」の共催による、福祉の観点から今後の地域づくりはどうあるべきかとの内容です。地域福祉を担う福祉法人として、関係機関とのより一層の協力と連携により重層的、多面的な事業が展開されることを期待します。

依然として収束しないコロナ禍の影響について、口頭にて報告を受けました。1月中旬の第6波以降、現時点までに利用者3名（1月～3月の各月に1名）、職員5名（1月1名、2月3名、3月1名）の陽性が判明しています。いずれも単発的な発生に留まりクラスター化は防がれましたが、1月の利用者の陽性判明に関連して事業所〈シェアリング和光〉を1日休業する事態となりました。当法人では感染が疑われる職員の自宅待機期間等について、国及び道の指針を基準としつつ、より慎重な対応を図っています。更にこの間は有給による特別休暇を付与とした法人の対応が、施設・事業所内の感染拡大防止に有効に作用したと考えられます。引き続き感染拡大防止の徹底と、万が一の非常時の事業運営についても備えるようお願いいたします。

続いて財務の状況について報告いたします。

資金収支予算の執行状況について、事業活動収入は執行率75.2%の15億4,875万円、事業活動支出は同じく76.2%の14億7,723万円です。支出は標準執行率を僅かに上回りますが、職員賞与支出による一時的なものである為、予算全体の進捗は計画的に執行されているといえます。結果として事業活動収支差額は執行率59.2%の7,151万円を計上しています。施設整備収支の部、その他の活動収支の部においては、第4回、第5回及び第6回理事会にて承認された大江学園の浴室改修工事や和光学園の個室化改修工事等の実施を確認しました。また、これに伴う積立資産950万円の取崩しについても適正に会計処理がなされていることを確認しました。

事業活動収支の状況では、収益、費用ともに前年度と同水準で推移してい

ます。主たる収益源である障害福祉サービス収益は累計で前年比プラス 2,470 万円の 14 億 5,231 万円を計上しています。しかし、第 3 四半期間では前年比マイナス 525 万円となります。上期については加算取得による増収となりましたが人材不足による人員配置基準の引下げの影響が第 3 四半期以降、数字に表れたと考えられます。当期活動増減差額については前年比マイナス 556 万円となりましたが累計で 1 億 2,496 万円を確保しています。僅かに前年を下回るものとの決算に向けては前年と同程度の利益が確保できるものと見込まれます。

貸借対照表にみる資産の推移と財務の状況については、主要な財務指標をもとに報告を受けました。概ね一般的な判断基準を満たしており、過去の決算期と比較して各種指標が上向きに推移しています。短期、長期的にみても安定性、持続性を備えた財務の状況であるといえます。

しかし、数字で捉えた事業活動の姿のみに楽観視することはできません。特に人材難による事業運営への影響は、収益減として数字に示される以上に利用者支援の質に大きく関わります。確保と定着に加え、その育成についても今後の大きな課題となります。財務基盤を強化しつつ事業運営の質についてもその維持向上が図られることを期待します。

利用者の預り金については、通帳並びに関係帳簿を確認し適正に管理されている事を確認いたしました。定期的な内部監査の実施等による徹底した業務管理体制の推進について改めてお願ひいたします。

その他、法人組織及び事業の管理運営状況を確認した結果、定款並びに諸規則・法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

令和4年6月7日

社会福祉法人後志報恩会
理事長 阪口 光男 様

監事

武田 守(印)

監事

長川 修三(印)

監事監査報告書

2022年度第1回監事監査の結果について次のとおり報告いたします。

記

監査日時 令和4年6月6日(月曜日) 13時30分~17時00分

監査場所 後志報恩会法人研修センター 2階 研修室

監査監事 武田 守 長川 修三

監査内容 I-1 2021年度第4・四半期の法人の事業運営状況

- a 理事会・評議員会の開催状況
- b 役員・職員の研修の実施状況
- c 各種会議等の開催状況
- d 各種委員会等の開催状況

I-2 2021年度第4・四半期の各施設・事業所の事業運営状況

- a 職員の状況
- b 職員研修の実施状況
- c 職員会議等の開催状況
- d 利用者の状況
- e 利用者等からの苦情受付の状況
- f 利用者に係る事故の発生状況
- g 利用者の余暇活動・行事等の実施状況

II 2021年度第4・四半期の予算執行状況及び財務状況

III 2021年度の事業報告並びに決算状況及び財産目録

IV 預り金管理サービスの管理状況

V その他

同席者等 理事長 大江学園・銀山学園・和光学園各総務部科長 法人事務局

監査報告

私たち監事は、2022年1月1日から3月31日までの2021年度第4・四半期の法人及び各施設の事業の運営状況、並びに法人全体の予算の執行状況、利用者預り金サービスの管理状況、さらに2021年度の事業報告並びに決算状況及び財産目録について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の種別・監査通知書の発出

2021年度第4・四半期に係る定期監査、2021年度の決算監査について、令和4年5月20日付にて法人理事長に対して監査通知書を発出しました。

2. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長及び各施設長・管理者に対して、法人並びに各施設・事業所に関する事業の運営状況、予算の執行状況、並びに2021年度の決算関係計算書類並びに附属明細書、事業報告、財産目録に関する資料の提出を求め、必要に応じて説明を求めました。また、預り金管理においては、利用者の預金通帳及び出納帳等について閲覧し照合しました。

3. 監査意見

2021年度第4・四半期における理事会並びに評議員会の運営状況について、3月8日の第7回理事会では和光学園の施設整備事業補助金の内示を受けて入札執行に係る議案が承認されました。また、和光学園施設長である臼屋理事の3月末退職に伴い理事の退任案と補欠の理事として4月から銀山学園施設長に異動予定の小菅施設長を選任する案について承認されています。これについては決議の省略により執り行われた第1回臨時評議員会にて3月18日付けで全ての評議員からの同意が得られたところです。

3月24日の第8回理事会では理事長及び常務理事による業務執行報告の他、北海道による指導監査並びに実地指導の結果と指摘事項に対する改善状況等について報告を受けております。監査を受審した「和光学園」、「さっぽーとひろば」及び「小樽市さくら学園」では共通して職員の勤務体制の確保に係る重要事項説明書の記載内容、サービス提供の記録の整備等が指摘されています。社会福祉法並びに総合支援法の定めは、福祉事業者として遵守すべ

き最低限の基準となります。「指導監査ガイドライン」や「自己点検表」を活用し日頃から国が示す基準に照らし運営状況を見直すことと、これをもとにより質の高い法人・事業所の運営に努められるようお願いいたします。

年度を通しての事業運営については、特に人材難の影響が大きく、この1年間の入退職の結果、常勤換算で7.4名が減員となりました。一時的ではありますが加算基準を満たせず報酬の減額に至る事態が生じています。人材の確保、育成、定着については喫緊の課題であり対策が急務となっています。外国人材の受け入れや、ICTの活用、多様で柔軟な働き方の実現によりこれらを解決できる組織体制の構築に期待します。

銀山学園での虐待事案については、3月28日付けにて北海道、後志総合振興局及び仁木町から監査結果通知書が発出され、改善勧告がなされています。昨年3月24日にも同様の監査を受け7月20日に勧告がなされていることから、僅かな期間での再発を大変重く受け止めているところです。既に再発防止に取り組んでいるところですが、改めて改善計画の見直しと、より実効性のある改善対策の実行を強く求めます。

2021年度の資金収支計算においては、当期の資金収支差額予算1,068万円に対して、1,994万円の決算額となりました。事業活動収支の部では収入が99.9%の執行率であるのに対し支出は98.5%の執行率に留まった為、計画を2,870万円上回る収支差額を計上しています。前年度に引き続きコロナ渦における諸活動の自粛により事業支出が低い水準で推移したことが大きな要因となりました。

事業活動収支計算では、経常増減差額で3,518万円を計上しています。収益は前年並みであるものの、費用が約3,900万円増加したことにより増減差額は前年比マイナス約2,800万円となりました。燃料価格の高騰により光熱水費、燃料費が前年の140%、プラス1,300万円であったことに加え、一昨年12月に取得した銀山学園放射線防護対策による建物に係り減価償却費が1,400万円増加したことが要因としてあげられます。なお、前年対比では低い収支差額となりましたが最終的な当期活動増減差額は3,613万円を計上しており、2021年度決算としては安定した収益を確保したといえます。

貸借対照表にみる資産の推移と財務の状況については、主要な財務指標をもとに報告を受けました。概ね一般的な判断基準を満たしており、短期、長期的にみても安定性、持続性を備えた財務の状況であるといえます。期中に積立金1,190万円を取崩していますが、新たに4,700万円の積立が可能であることは法人の財務基盤の一層の強化に繋がると評価できます。

2021年度決算の総括としては、予算の執行状況、財務の状況、収支の内

容について特段の指摘事項は無く、法人の状況を正確に示しており安定した事業が運営されたといえます。しかし、細部に着目すると拠点毎においては全てが良好な財務の状況ではありません。小樽地区においては、グループホームの新築計画について資材の高騰により計画実行の再考を余儀なくされています。中長期の事業計画の確実な遂行に向けては法人全体、地区単位、拠点単位で改めて財務の視点からもその確実性を高める為の検討が必要です。また、2020年度及び2021年度の収益の確保はコロナ渦による活動の自粛が大きな要因とされており、利用者、職員が多くの制約に耐えた結果ともいえます。この収益の使途については上記を踏まえ、特に利用者の暮らしのより一層の充実の為に還元されることを期待します。

会計監査人による期末監査については6月3日に実地監査に立会い、適正に監査が実施されている事を確認しました。また、会計監査人監査報酬を改定することについて、監査時間により算出された根拠資料を確認しました。適正な算出根拠であると判断し、これについて同意します。

利用者の預り金サービスの管理については、通帳並びに関係帳簿を確認し適正に管理されている事を確認いたしました。定期的な内部監査の実施等による徹底した業務管理体制の推進について改めてお願ひいたします。

その他、法人組織及び事業の管理運営状況を確認した結果、定款並びに諸規則・法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

なお、社会福祉法施行規則第二条の三十一の定めに基づく監査報告書は別紙のとおりです。